

## 規 則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十七号

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示」を「公示」に改める。

第十二条第一項及び第三項中「、及び記名し」を削る。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の備考を削る。

様式第二号中「あて先」を「送先」に改める。

様式第三号中「㊸」を削り、同様式の備考を削る。

様式第四号中「あて先」を「送先」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。